様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 ２０２５年　４月　９日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） きむらゆにてぃーかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 キムラユニティー株式会社  （ふりがな） なるせしげひろ  （法人の場合）代表者の氏名　　成瀬　茂広  住所　〒460-0003　愛知県名古屋市中区錦3丁目8番32号  法人番号　3180001035446  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①キムラユニティーレポート2022  ②キムラユニティーレポート2024 | | 公表日 | ①2022年　7月　27日  ②2025年　1月　 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当社ホームページ  公表場所：<https://www.kimura-unity.co.jp/csr/pdf/kuc_report2022_digest.pdf>  記載ページ：10～11ページ  ②公表方法：当社ホームページ  公表場所： https://www.kimura-unity.co.jp/csr/pdf/kuc\_report2024\_full.pdf  記載ページ：28～29ページ | | 記載内容抜粋 | ①当社の価値創造ストーリーの中で以下を記載  ・当社の経営理念：会社はお客様のためにあり、社員とともに会社は栄える  ・当社のパーパス　：　人を大切にし、人と人とのつながりで社会課題を解決し「夢・豊かさ・安心」な社会を  作る  上記を踏まえ、複合的なサービス提供でお客様価値を実現  物流サービス事業：多種多様な人財のもつ力を最大限に発揮しながら、DX とCN への取り組みも加速し、更なる物流オペレーションの品質向上と地域・企業への新たなソリューションを提供する  自動車サービス事業：DX( 人・車両管理)× 実現場( 整備工場) によるソリューションの進化により、車社会の夢・豊かさ・安心を実現し、CASE・MaaS・CN の推進、交通事故の撲滅に貢献する  情報サービス事業：長年自動車産業などで培った物流ノウハウを活かし、IT とセットで提供することで社会課題の解決にお役立ちする  人材サービス事業：　キムラユニティーグループの総力を挙げて、多様化する働き方に対応した雇用を確保することで、働く人、お客様、地域社会に貢献する  ②当社の価値創造ストーリーの中で以下を記載  ・当社の経営理念：会社はお客様のためにあり、社員とともに会社は栄える  ・当社のパーパス　：　人を大切にし、人と人とのつながりで社会課題を解決し「夢・豊かさ・安心」な社会を実現する  上記を踏まえ、複合的なサービス提供でお客様価値を実現  物流サービス事業：  多種多様な人財のもつ力を最大限に発揮しながら、DX とCN への取り組みも加速し、更なる物流オペレーションの品質向上と地域・企業への新たなソリューションを提供する  モビリティサービス(自動車サービス)事業：  DX( 人・車両管理)× 実現場( 整備工場) によるソリューションの進化により、車社会の夢・豊かさ・安心を実現し、CASE・MaaS・CN の推進、交通事故の撲滅に貢献する  情報サービス事業：  長年自動車産業などで培った物流ノウハウを活かし、IT とセットで提供することで社会課題の解決にお役立ちする  人材サービス事業：  キムラユニティーグループの総力を挙げて、多様化する働き方に対応した雇用を確保することで、働く人、お客様、地域社会に貢献する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②キムラユニティーレポートは、取締役会で承認された経営理念・パーパス・重要課題に基づいております。経営理念・パーパス・重要課題の具体的な実現方法の策定については執行機関である経営会議および全社事業部長会議（いずれも社長以下、全経営役員が参加）に権限移譲されており、キムラユニティーレポートはこの経営会議で審議・承認されております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | キムラユニティーのDX戦略 | | 公表日 | 2023年　5月 17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所： <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9368/announcement/88713/00.pdf>  記載ページ：6～33ページ | | 記載内容抜粋 | 物流サービス事業  物流サービスが目指すDXとして以下を記載。  7ページ：物流現場が抱える課題をデジタル技術を活用して解決。  強さ（より管理しやすい）とやさしさ（より働きやすい）をコンセプトに、高生産性で高品質かつ多様な働き手が働き甲斐をもてる物流現場作りを目指す。  これまでの具体的取組として以下を記載。  8ページ：倉庫内の入出荷指示システム（進み遅れ管理システム）  9ページ：適正要員管理システム、ロケーション管理システム、WMS  今後の取組として以下の例を記載  11ページ：作業ペースメーカー  12ページ：画像認識技術を活用したミス防止システム  13ページ：作業ナビゲーションシステム  自動車サービス事業  自動車サービス事業におけるDXの方向性として以下を記載。  16ページ：KIBACOを軸としたDX（人・車両管理）による、お客様の  車両管理業務の効率化・コスト削減と安全・安心の向上に貢献。  これまでの取組として以下を記載。  18ページ：KIBACO活用によりお客様の紙や人手による運用を削減  19ページ：車両使用実績に基づいた減車提案  20ページ：KIBACOを活用した安全運転講習の実施　等  今後の取組として以下を記載。  23ページ：車両の電動化を見据え、KIBACOを活用した、バッテリー交換式BaaSプラットフォームの開発  管理間接業務のDX  管理・間接業務のDXの方向性として以下を記載。  26ページ：DXで人の役割を変える・・・「作業」から「考える」へ。  これまでの具体的な取組事例として以下を記載  28ページ：紙/人手で行っていた給与明細の配布業務を、デジタル化で効率化  今後の取組として以下を記載  29～30ページ：効率化で捻出した工数で、デジタル化で社内蓄積されたデータおよび社外のデータも活用し、現在の業務を変革。  具体的例として以下を記載  31ページ：仕入れの最適化によるコスト低減  32ページ：各種データを活用した人財戦略の策定 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社のDX戦略は、取締役会で承認された経営理念・パーパス・重要課題に基づいております。経営理念・パーパス・重要課題の具体的な実現方法の策定については執行機関である経営会議および全社事業部長会議（いずれも社長以下、全経営役員が参加）に権限移譲されており、DX戦略はこの全社事業部長会議で審議・承認されております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | キムラユニティーのDX戦略　39～40ページ  公表場所：https://ssl4.eir-parts.net/doc/9368/announcement/88713/00.pdf） | | 記載内容抜粋 | DXを全社で効率的に進めるための、「DX推進委員会」を設置し、月1回、社長を含めた経営役員も出席。DX推進に関わる各種意思決定を迅速に行える体制を確保  また、必要な人材確保策として「キムラユニティーのDX戦略」（https://ssl4.eir-parts.net/doc/9368/announcement/88713/00.pdf）の中で以下を記載。  ・既存メンバーのリスキリング  ・将来有望な新技術研究・開発のためのCompass活動の推進  ・新技術習得のためのトライプロジェクトの企画・実施  （キムラユニティーのDX戦略の40ページから抜粋） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | キムラユニティーのDX戦略　35ページ  公表場所：https://ssl4.eir-parts.net/doc/9368/announcement/88713/00.pdf） | | 記載内容抜粋 | 情報基盤整備として以下を実施  ・メールに加えて、新たなコミュニケーションツール（チャット等）の活用検討  ・社内情報活用基盤の整備検討  ・社内・社外とのコラボツール（タスク、課題、進捗管理等）の調査、検討 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | キムラユニティーのDX戦略 | | 公表日 | 2023年　5月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所： <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9368/announcement/88713/00.pdf>  記載ページ：14,24,33,37ページ | | 記載内容抜粋 | DX戦略の主要実施項目ごとに、KPIを設定  物流サービス事業のKPI：  新規事業受注件数、顧客満足度、営業利益率、クレーム対応費、従業員定着率、外国人従業員雇用率、男女比率、障碍者雇用比率  自動車サービス事業のKPI：  KIBACO導入企業数、KIBACO管理台数、ワンミール配信回数、ワンミール受講率  管理間接業務のKPI:  余白時間創出度  情報基盤整備のKPI：  新規社内基盤システム導入件数、サイバーセキュリティーインシデント発生件数、自工会セキュリティーガイドライン適合率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2022年　7月 27日  ②2025年　1月　1日 | | 発信方法 | ①キムラユニティーレポート2022　1～2ページ  公表場所：https://www.kimura-unity.co.jp/csr/pdf/kuc\_report2022\_digest.pdf  ②キムラユニティーレポート2024　1ページ  公表場所： https://www.kimura-unity.co.jp/csr/pdf/kuc\_report2024\_full.pdf | | 発信内容 | ①社長からのトップメッセージとして以下を記載。  当社と関係の深い自動車業界は、100 年に一度の大変革期を迎えており、これまでの延長線上で生き残っていくことはできません。この危機感を持ち、マネジメントレベルでは、改めて「今後、何をもって、お客様に貢献していくのか」を考え、その実現のために、現状に甘んじることなく、自らを変えることもいとわない、“変える” マネジメントに取り組んでまいります。現場のアクションプランの“質” と“変える” マネジメント、この両輪による「正常進化」を遂げることで、着実に業績を確保するだけでなく、将来に向けた成長を図りながら、中期経営計画2023 の達成に取り組んでまいります。  ＩＴ化・ＤＸの取り組みを強力に推進  　「正常進化」のポイントとして「DX」を掲げていますが、重視しているのは「 X（トランスフォーメーション）」、仕事の考え方・やり方を変えることであり、その手段として、「 D（デジタル）」を活用していきます。  　以下の重点テーマに対して、各事業部がそれぞれ「X」に取り組むだけでなく、情報サービス事業部と一体となって「DX」を強力に推進することで、新たなアウトプットを生み出していくことを狙いとしています。  　　・物流サービス事業：「 IT」＋「オペレーション」の標準化と展開  　　・自動車サービス事業： デジタル技術と実業を掛け合わせた強みの創造  　　・間接部門：「 現場の働きがい、採算に直結する業務への転換」と「間接コスト削減」の両立  ②社長からのトップメッセージとして以下を記載。  新たな価値創造を図るべく「中期経営計画２０２６」を策定・公表させていただきました。  「中期経営計画２０２６」では、創業１５０年、更にその先への成長・発展に繋げていくために、前中期経営計画で取り組んできた”基盤構築”にフェーズから”戦略確立”のフェーズに移行し、当社グループの強みを磨き上げることで「キムラブランド」を確立してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ①2022年　11月頃　～　2023年5月頃  ②2024年　11月頃　～　2025年3月頃 | | 実施内容 | ①②「DX推進指標自己診断フォーマット」の評価結果を添付資料として提出します |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2004年10月から取組を開始し、現在も継続中。 | | 実施内容 | 社内の情報セキュリティー規定（以下）に則り、年に1度全部署の情報セキュリティー監査を実施。  ・情報セキュリティー基本規定  ・セキュリティー監査運用細則  情報サービス事業部においては、国際標準のISO27001を取得。重要な情報資産の「機密性･完全性･可用性」を維持し、情報セキュリティリスクを管理する「マネジメント･システム」の継続的な維持運用に努めている  上記に加え、昨今のサイバーセキュリティー事件の事例に鑑み、当社と関係の深い自動車産業（JAMA)が定めたセキュリティーガイドラインとそれに基づくチェックシートで自己診断を実施。結果に基づき、セキュリティー強化対策を順次実施中。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。